

商法(船荷証券等関係)等の改正に関する要綱案のたたき台

第1部 船荷証券に関する規定の見直し

第1 電子船荷証券記録及びこれに関する基本的な概念

- 1 電子化された船荷証券の名称を「電子船荷証券記録」とし、電子船荷証券記録は、船荷証券に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）（注1）のうち、特定情報処理システムにおいて作成され及び管理されたものであって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が運送人又は船長の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置（注2）がとられているものをいうものとする。
 - 2 特定情報処理システムは、電子船荷証券記録を作成し及び管理するために用いられる情報処理システムであって、電子船荷証券記録の支配及び電子船荷証券記録の提供に係る事項を適正かつ確実に行うために必要な技術的措置（注3）がとられているものをいうものとする。
 - 3 船荷証券の占有又は所持に代わる概念として「電子船荷証券記録の支配」を設け、電子船荷証券記録の支配は、特定情報処理システムにおいて、特定の者のみが電子船荷証券記録に記録されている運送品に係る権利（以下「電子船荷証券記録上の権利」という。）を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態にあることをいうものとする。
 - 4 船荷証券の交付又は引渡しに代わる概念として「電子船荷証券記録の提供」を設け、電子船荷証券記録の提供は、特定情報処理システムにおいて、運送人若しくは船長又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者が、その指定する者が当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者となるようにするための措置（注4）をとることをいうものとする。
 - 5 裏書に代わる概念として「電子裏書」を設け、電子裏書は、特定情報処理システムにおいて、電子船荷証券記録に当該電子船荷証券記録の提供をする者の氏名又は名称及び当該電子船荷証券記録の提供を受ける者の氏名又は名称を記録し、当該記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該記録が当該記録を行った者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置（注5）をとることをいうものとする。
- （注1）商法第539条第1項第2号では、「電磁的記録」を「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので法務省令で定めるものをいう。」と定義し、その委任を受けた商法施行規則第9条第1項は「商法第539条第1項第2号に規定する法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方

式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。) をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。」と定めるが、商法第539条第1項第2号が定める「電磁的記録」についても、「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」という定義に改めるものとする。

(注2) 措置の具体的な内容は法務省令で定めるものとする。

(注3) 措置の具体的な内容は法務省令で定めるものとする。

(注4) 措置の具体的な内容は法務省令で定めるものとする。

(注5) 措置の具体的な内容は法務省令で定めるものとする。

(補足説明)

1 電子化された船荷証券の名称及びその内容

これまでの調査審議を踏まえて、電子化された船荷証券の名称を「電子船荷証券記録」としている。

また、電子船荷証券記録の基本的な要件として、①船荷証券に記載すべき事項を記録した電磁的記録であること、②特定情報処理システムにおいて作成され及び管理されたものであること、③改変されているかどうかを確認することができる措置その他の運送人又は船長の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置がとられているものであることを求めてることとした上で、電子船荷証券記録の定義の中でそのことを明らかにしている。

①は、船荷証券に記載すべき事項を記録した電磁的記録であることを求ることにより、電子船荷証券記録の客観的な範囲を明らかにすることを企図したものである。

②は、電子船荷証券記録がその機能（電子船荷証券記録の支配（後記3）や電子船荷証券記録の提供（後記4）を行うことができる機能）を果たすためには、その機能を果たすために必要となるプログラムが組まれたソフトウェアやそれを利用するための電子計算機からなる複合的な情報処理システムの利用が必要不可欠であるものと考えられることから、電子船荷証券記録の基本的な要件として、そのような情報処理システムにおいて作成され及び管理されたものであることを定めるものである。そして、そのような情報処理システムの重要性等に鑑みて、本文2において、特定情報処理システムに関する規律を別途設けることとしている。なお、中間試案においては、電子船荷証券記録の技術的要件として、「電子船荷証券記録上の権利を有することを証する唯一の記録として特定されたもの」、

「電子船荷証券記録の支配をすることができるものであって、その支配を有する者を特定することができるもの」、「電子船荷証券記録の支配を移転することができるもの」、「通信、保存及び表示の通常の過程において生ずる変更を除き、電子船荷証券記録に記録された情報を保存することができるもの」を定めるものとしていたところ、本文においては、これまでの調査審議を踏まえ、これらについては特定情報処理システムの要件とすることとしているが、実質的な内容を変更するものではない。

③は、運送人又は船長の署名又は記名押印に代わる措置を定めるものである。紙の船荷証券において求められる運送人又は船長の署名又は記名押印は、本人が自らの意思で当該船荷証券を作成しており、当該船荷証券に偽造や不当な改ざん等が介在していないことを対外的に示すものであることから、そのような運送人又は船長の署名又は記名押印と同等の機能を担保するため、運送人又は船長の署名又は記名押印に代わる措置の内容を、「当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が運送人又は船長の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置」とすることとしている。措置の具体的な内容については、法務省令に委任することとし、現時点では、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項の規定に倣って、次のような規律を設けることを想定している。

(参考) 法務省令案

- 1 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める措置は、電子署名とする。
 - 一 本文1（電子船荷証券記録）
 - 二 本文5（電子裏書）
- 2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

2 特定情報処理システム

電子船荷証券記録がその機能を果たすために必要となる情報処理システムの名称を「特定情報処理システム」とし、特定情報処理システムの基本的な要件として、電子船荷証券記録の支配（後記3）及び電子船荷証券記録の提供（後記4）に係る事項を適正かつ確実に行うために必要な技術的措置がとられていることを求めることとした上で、特定情報処理システムの定義の中でそのことを明らかにしている。

この点、電子船荷証券記録の利用に関して最も本質的な要素は、電子船荷証券記録の支配（後記3）と電子船荷証券記録の提供（後記4）であると考えられるため、特定情報処理システムの基本的な要件となる「技術的措置」がとられる対象を「電子船荷証券記録の支配及び電子船荷証券記録の提供に係る事項」とすることとしている。また、電子船荷証券記録の支配や電子船荷証券記録の提供は、運送品に係る権利義務関係に影響するものであるため、「適正」性を求めるとともに、紙とは異なり電磁的記録という一定の技術的事項を要するものであることを踏まえ、「確実」性を求めるとしている。さらに、措置の内容を「技術的措置」に限定することで、例えば、事故が発生した場合に補償するといった合意では足りず、飽くまでも特定情報処理システムの性能として一定の技術的水準が求められるものであることを明確化している。

そして、そのような「必要な技術的措置」の具体的な内容については、今後の

技術の進展や国際的な動向を踏まえて機動的に対応することができるようするために法務省令に委任することとし、法務省令において、①電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録を識別することができる措置や、②電子船荷証券記録に記録された情報（通信、保存及び表示の通常の過程において生ずる変更又は消去に係る情報を除く。）が変更され、又は消去された場合には、その履歴を記録し、又は保存する措置を定めることを想定している。

なお、この点に関連して、MLETR 等においては電子的移転可能記録（電子取引文書）の発行等やその情報処理システムに関して信頼できる手法が用いられているということが求められているところ、このような国際的な動向を踏まえ、③信頼性を確保するための措置がとられていることを「必要な技術的措置」の一つとして法務省令で定めることも考えられるところである。この点については、このような一般的な信頼性を要件とすることによって、実際の取引において特に問題が生じていないにもかかわらず、特定情報処理システム上の些細な問題点をめぐって争いが生じ得るなどし、かえって取引の安全を害するおそれがあるとの懸念もあるところであるが、他方で、MLETR や諸外国の立法例において一般的な信頼性が規定されていることに照らすと、国際的な調和のとれる内容の立法とし、かつ、より安全に電子船荷証券記録が利用されることを企図して一般的な信頼性の要件を定めるということも考えられるところである。さらに、本文においては、「必要な技術的措置」の具体的な内容は法務省令に委任することを想定しているところ、仮に、法務省令で一般的な信頼性の要件を定めたことにより前記のような懸念が現実化するなどの問題が見られるようであれば、省令を改正することによって機動的に対応することもできることから、まずは、国際的な調和のとれる立法を目指すという観点から、一般的な信頼性の要件を「必要な技術的措置」の一内容として法務省令で定めることも考えられる。

以上を踏まえ、「必要な技術的措置」に関する法務省令として、次のような規律を設けることを想定している。

(参考) 法務省令案

本文 2 に規定する法務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 電子船荷証券記録としての効力を有する電磁的記録を識別することができる措置
- 二 電子船荷証券記録に記録された情報（通信、保存及び表示の通常の過程において生ずる変更又は消去に係る情報を除く。）が変更され、又は消去された場合には、その履歴を記録し、又は保存する措置
- 三 次に掲げる事項を考慮した信頼性を確保するための措置
 - イ 電子船荷証券記録に関する約定の有無及び内容
 - ロ 前号に規定する措置の方法
 - ハ 権限を有しない者による電子船荷証券記録の利用及び特定情報処理システムへの接続を防止するための方法
- ニ 特定情報処理システムを構成する電子計算機及びプログラムの安全性
- ホ 特定情報処理システムの監査の方法

～ 産業界における標準的な取扱い

3 船荷証券の占有又は所持に代わる概念

これまでの調査審議を踏まえて、船荷証券の占有又は所持に代わる概念として「電子船荷証券記録の支配」を設けることとしている。

電子船荷証券記録については、その基本的な要件として、特定情報処理システムにおいて作成され及び管理されたものであることが求められるのであるから（前記②）、電子船荷証券記録の機能を実現しようとするのであれば、特定情報処理システムにおいて、特定の者との関係で電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該電子船荷証券記録を排他的に利用することができる状態が確保されている必要があり、正にそのような状態こそが有体物に対する事実上の支配状態としての占有又は所持に相当するものといえる（なお、既存の規約型の電子式船荷証券においても、中央サーバー管理型であれブロックチェーン管理型であれ、有体物を占有又は所持するがごとく電磁的記録たる電子式船荷証券を権限者として利用することができる状態が確保されている。）。

そこで、本文では、「電子船荷証券記録の支配」を「特定情報処理システムにおいて、特定の者のみが電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態にあること」と定義することとしている。ここでは、実際に電子船荷証券記録上の権利を有するか否かは問題ではなく、特定情報処理システムの中でそのような利用が事実上又は設計上認められているか否かが問題となるのであり、このような定義の仕方であれば、法規範としての「支配」の有無を客観的に判断することが可能であると考えられる。なお、「特定の者のみが」という部分は、「電子船荷証券記録の支配」が排他的であることを明確にすることを企図したものである。

なお、本文では、「電子船荷証券記録に記録されている運送品に係る権利」を「電子船荷証券記録上の権利」と定義付けているが、これは、船荷証券に表章されている権利と同義であり、運送品の引渡しに係る債権のほか、運送品の滅失等に起因する損害賠償請求権もこれに含まれる。

4 船荷証券の交付又は引渡しに代わる概念

これまでの調査審議を踏まえて、船荷証券の交付又は引渡しに代わる概念として「電子船荷証券記録の提供」を設けることとしている。

船荷証券の交付又は引渡しは、その占有又は所持に係る事実状態を他者に移転する行為を意味するところ、電子船荷証券記録についていえば、船荷証券の占有又は所持に代わる概念である「電子船荷証券記録の支配」という事実状態を他者に移転すること（言い換えれば、元の者からそのような状態がなくなり、その者が指定する相手方において新たにそのような状態が生ずること）が船荷証券の交付又は引渡しに相当するものである。

そこで、本文においては、「電子船荷証券記録の提供」を「特定情報処理システムにおいて、運送人若しくは船長又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者が、その指定する者が当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者となるようにするための措置をとること」と定義することとし、その具体的な内

容については、今後の技術の進展や国際的な動向を踏まえて機動的に対応することができるようするために法務省令に委任すること（注）を想定している（「運送人若しくは船長」が「電子船荷証券記録の提供」を行うのは、船荷証券の交付に代えて行う場合（後記第2）、転換として行う場合（後記第8）である。）。

ところで、これまでの調査審議において、「電子船荷証券記録の提供」の定義を「特定の者のみが当該電子船荷証券記録の支配を有することとなる措置をとること」とすることについても議論が行われてきたところであるが、本文において、「電子船荷証券記録の支配」を「特定の者のみが電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態にあること」と定義することとした上で（前記3）、「電子船荷証券記録の提供」の定義の中に「支配」を含めることとしていることを踏まえると、「電子船荷証券記録の支配」に排他性があることを明らかにするために、「電子船荷証券記録の提供」の定義の中で「特定の者のみが」という表現を用いる必要はなくなったものと考えられる。また、「電子船荷証券記録の支配」の定義を「・・・状態にあること」としつつ、「電子船荷証券記録の支配を有する」と表現することは、日本語として適當であるとはいい難い。そこで、本文においては、「電子船荷証券記録の提供」を「運送人若しくは船長又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者が、その指定する者が当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者となるようにするための措置をとること」と定義することとしている。ここにいう「電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する」とは、電子船荷証券記録を支配することによって当然に与えられる権限を有するということを意味し、「権限」という用語を用いてはいるものの、飽くまでも「電子船荷証券記録の支配」という事実状態にある者であれば「電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者」に該当するものであり、従前の内容を変更するものではない（なお、「権限」とは、「法律上、契約上、それぞれ、その与えられた、又はつかさどる職務の範囲内において、することのできる行為若しくは処分の能力又は行為若しくは処分の能力の限界若しくは範囲」を表す法令用語であり、法律行為又は事実行為をすることを正当ならしめる法律上の原因（「権原」）が存在することを意味するものではない。）。

（注）これまでの調査審議を踏まえて（部会資料14の第1の補足説明3参照）、法務省令として、次のような規律を設けることを想定している。

本文4に規定する法務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 特定情報処理システムにおいて、当該特定情報処理システムを提供する者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録が電子船荷証券記録として識別される場合においては、本文4の規定により指定された者が当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有することとなる措置を当該特定情報処理システムを提供する者にとらせる措置
- 二 前号に規定する場合以外の場合においては、電子船荷証券記録について、電子計算機及び変換符号（電磁的記録の変換処理を行うために用いる符号をいう。）を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた変換符号と

対応する変換符号（本文4の規定により指定された者のみが用いることができるものに限る。）を用いなければ復元することができないようにした上で、当該者に提供する措置

5 電子裏書

これまでの調査審議を踏まえて、裏書に代わる概念として「電子裏書」を設けることとしている。

また、電子裏書の基本的な要件として、①特定情報処理システムにおいてするものであること、②電子船荷証券記録に当該電子船荷証券記録の提供をする者（電子裏書人）の氏名又は名称及び当該電子船荷証券記録の提供を受ける者（被電子裏書人）の氏名又は名称を記録すること、③当該記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該記録が当該記録を行った者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置をとることを求めるとした上で、電子裏書の定義の中でそのことを明らかにしている。

①は、電子船荷証券記録が特定情報処理システムにおいて作成され及び管理されたものであること（前記1②）を踏まえたものである。

②は、民法、商法及び手形法を含む我が国の法令上、「裏書」の定義そのものを直接定める規定は存在しないが、一般的に、裏書（記名式裏書）は、裏書人（権利を譲渡しようとする者）が自己の氏名又は名称を署名又は記名押印とともに、裏書文句（実務上は省略されるのが通例である。）と併せて譲渡先である被裏書人を証券上で指定する行為をいうと考えられていることを踏まえ、裏書に相当する概念である電子裏書においても、同様の記録を求めることとするものである。

③は、電子裏書人の署名又は記名押印に代わる措置を定めるものであり、前記1と同様である。

第2 船荷証券の交付に代わる電子船荷証券記録の提供

船荷証券の交付に代えて電子船荷証券記録の提供をする場合について、次のような規律を設けるものとする。

- 1 運送人又は船長は、船荷証券の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、電子船荷証券記録の提供をすることができる。
- 2 荷送人又は傭船者は、受取船荷証券の交付に代えて運送品の受取があった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「受取電子船荷証券記録」という。）の提供を受けた場合には、当該受取電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該受取電子船荷証券記録を利用することができないようにする措置と引換えに、運送品の船積み後遅滞なく船積みがあった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「船積電子船荷証券記録」という。）の提供をすることを請求することができる。
- 3 第757条第1項の規定にかかわらず、受取船荷証券の交付に代えて受取電子船荷証券記録の提供がされた場合においては、荷送人又は傭船者は、船積船荷証券の交付の請求をすることができない。

(補足説明)

これまでの調査審議を踏まえて、運送人又は船長が紙の船荷証券の交付義務を負う旨の規定（商法第757条第1項）は維持しつつ、運送人又は船長が荷送人又は傭船者の承諾を得て船荷証券の交付義務の履行に代えて電子船荷証券記録の提供をすることとしている。

また、受取電子船荷証券記録が既に発行されている場合においては、①荷送人又は傭船者に船積電子船荷証券記録の発行を請求する権利を認める一方で、②荷送人又は傭船者に商法第757条第1項に基づく紙の船積船荷証券の交付を請求する権利は認めないこととし、さらに、③商法第758条第2項に相当する規律を設け（後記第3本文2）、運送人又は船長が既に発行されている受取電子船荷証券記録への追加記録をすることによって対応することを認めることとしている（詳細については、部会資料11の第2の補足説明参照）。

なお、本文2については、一文で簡潔な表現とするため、中間試案とは異なり、荷送人又は傭船者を主語とした上で、「引換えに、・・電子船荷証券記録の提供をすることを請求することができる。」という構成としているが、従前の内容を変更するものではない（引換えの対象を「当該受取電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該受取電子船荷証券記録を利用することができないようにする措置」としている点については、後記第6参照）。

第3 電子船荷証券記録の記録事項等

電子船荷証券記録の記録事項等について、次のような規律を設けるものとする。

- 1 電子船荷証券記録には、商法第758条第1項各号（第11号を除く。）に掲げる事項（受取電子船荷証券記録にあっては、同項第7号及び第8号に掲げる事項を除く。）を記録しなければならない。
- 2 運送人又は船長は、第2の2に規定する船積電子船荷証券記録の提供の請求があったときは、当該船積電子船荷証券記録の提供に代えて、受取電子船荷証券記録に船積みがあった旨並びに商法第758条第1項第7号及び第8号に掲げる事項を記録することができる。

(補足説明)

これまでの調査審議を踏まえて、電子船荷証券記録の記録事項として、複数通発行に関する事項（商法第758条第1項第11号）は除外することとし、それ以外については、船荷証券の法定記載事項を定める商法第758条第1項と同様の事項を定めることとしている。ところで、電子船荷証券記録の要件として「船荷証券に記載すべき事項を記録した電磁的記録」であることを求めているため（前記第1本文1）、改めてこのような記録事項を定める必要はないとの考え方もあり得るところではあるが、船荷証券の法定記載事項を定める商法第758条第1項は、法定記載事項の記載を船荷証券の作成者である運送人又は船長の義務として規定しており、また、この法定記載事項については、解釈上、緩やかな要式証券性を定めるものと解されていることに鑑みて、このような船荷証券に係る規定及びその解釈を電子船荷証券記録についても及ぼすために、このような規律を別途設けることとしている。なお、商法第758条第1項では「運送人又は船長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない」と規定されているものの、署名又は記名押印に代わる措置については、電子船荷証券記録の要件として「当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が運送人又は船長の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置」（前記第1本文1）を求めているため、改めてここで定めることとはしていない。

本文2は、商法第758条第2項に相当する規律である。一文で簡潔な表現とするため、中間試案とは異なり、運送人又は船長を主語とした上で、「運送人又は船長は、・・・ときは、当該船積電子船荷証券記録の提供に代えて、・・・することができる。」としているが、従前の内容を変更するものではない。

第4 電子船荷証券記録上の権利の譲渡又は質入れ

権利を譲渡する場合には、電子船荷証券記録そのものを対象とするのではなく、電子船荷証券記録上の権利を対象とするものとし、その譲渡及び質入れについて、次のような規律を設けるものとする（注1、注2）。

- 1 指図式の電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子船荷証券記録に電子裏書をし、譲受人又は債権者に当該電子船荷証券記録の提供をすることによって、その効力を生ずる。
- 2 記名式の電子船荷証券記録（当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に運送品を引き渡す旨が付記されているものに限る。）及び無記名式の電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、譲受人又は債権者に当該電子船荷証券記録の提供をすることによって、その効力を生ずる。
- 3 条件を付した電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、無条件とする。
- 4 電子船荷証券記録上の権利の一部の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、無効とする。

（注1）1及び2に掲げる電子船荷証券記録上の権利の譲渡及びこれを目的とする質権の設定については、民法第467条及び第364条の規定等は適用しないものとする。

（注2）電子船荷証券記録についても、船荷証券と同様に、その他の記名証券（民法第3編第1章第7節第3款）に相当する類型を認めることを想定しているが、その他の記名証券については、「債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができる」と規定され（同法第520条の19第1項）、通常の債権譲渡等の方式に従うことが定められているところ、譲渡や質権設定の対象を電子船荷証券記録上の権利（債権）と整理する以上、1及び2のような譲渡や質権設定の効力発生要件としての特別の規律を置かない限り、「債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができる」こととなるのは当然のことといえる。そのため、その他の記名証券に相当する類型の電子船荷証券記録については、電子船荷証券記録上の権利の譲渡等に関する特別の規律は設けないこととしている。

（補足説明）

- 1 これまでの調査審議を踏まえて、本文においては、権利を譲渡する場合には、電子船荷証券記録そのものを対象とするのではなく、電子船荷証券記録上の権利を対象とするものとした上で、船荷証券が交付された場合に当該船荷証券上の権利を譲渡するには当該船荷証券を交付すること等を要するものとされているのと同様に、電子船荷証券記録上の権利を譲渡するには当該電子船荷証券記録の提供をすること等を要するものとするという、債権譲渡の特則を定めることとしている。具体的には、（a）指図証券に相当する類型の電子船荷証券記録（指図式の電子船荷証券記録）については、指図証券である船荷証券の譲渡に「船荷証券の交付」と「裏書」が必要となるのと同様に、「船荷証券の交付」に代わる「電子船荷証券記録の提供」と「裏書」に代わる「電子裏書」を電子船

荷証券記録上の権利の譲渡等の効力発生要件とすることとし、(b) 記名式所持人払証券に相当する類型の電子船荷証券記録（記名式の電子船荷証券記録（当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に運送品を引き渡す旨が付記されているものに限る。））と無記名証券に相当する類型の電子船荷証券記録（無記名式の電子船荷証券記録）については、これらの類型に相当する船荷証券の譲渡に「船荷証券の交付」が必要となるのと同様に、「船荷証券の交付」に代わる「電子船荷証券記録の提供」を電子船荷証券記録上の権利の譲渡等の効力発生要件とすることとしている。

ところで、中間試案では、それまでの議論も踏まえて、①指図証券に相当する類型の電子船荷証券記録を「指図式の電子船荷証券記録」と、②記名式所持人払証券及び無記名証券に相当する類型の電子船荷証券記録を「指図式の電子船荷証券記録に該当しない電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）」と、③その他の記名証券に相当する類型の電子船荷証券記録を「記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電子船荷証券記録」とそれぞれ定めることとしていた。しかしながら、まず、③その他の記名証券に相当する類型の電子船荷証券記録については、本文（注2）のとおり、特別の規律を設ける必要はないものと考えられる。また、②記名式所持人払証券及び無記名証券に相当する類型の電子船荷証券記録を中間試案のように「指図式の電子船荷証券記録に該当しない電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）」と定義することとすると、電子船荷証券記録について商法第762条に相当する規律を設ける場合には、記名式であって「電子裏書を禁止する旨」も「当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に運送品を引き渡す旨」のいずれの記録もされていない電子船荷証券記録については、「指図式の電子船荷証券記録に該当しない電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）」に該当し、商法第762条に相当する規律との関係が不明確になるものと考えられる。そのため、商法第762条に相当する規律（「電子船荷証券記録上の権利は、当該電子船荷証券記録が記名式であるときであっても、当該電子船荷証券記録に電子裏書をし、譲受人又は債権者に当該電子船荷証券記録の提供をすることによって、譲渡し、又は質権の目的とすることができます。ただし、当該電子船荷証券記録に電子裏書を禁止する旨を記録したときは、この限りでない。」）を別途設けることを前提として、本文1において「指図式の電子船荷証券記録」を、本文2において「記名式の電子船荷証券記録（当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に運送品を引き渡す旨が付記されているものに限る。）及び無記名式の電子船荷証券記録」を定めることとしている。

- 2 また、船荷証券についても、手形法第12条第1項（裏書ハ単純ナルコトヲ要ス裏書ニ附シタル条件ハ之ヲ記載セザルモノト看做ス）の規定は適用されるものと解されており、同項は、裏書に付した条件は記載しなかったものとみなすことにより、裏書を無条件とすることを定める規定であり、手形取引の安全を図る趣旨であると考えられるところ、その趣旨は、電子船荷証券記録にも妥

当するものと考えられる。中間試案では、「電子裏書は、単純であることを要し、電子裏書に付した条件は、これを記録していないものとみなす。」としていたが、譲渡等の対象を電子船荷証券記録上の権利とした上で債権譲渡の特則を定めることとし、電子裏書を電子船荷証券記録上に一定の事項を記録するという事実上の行為をいうものとした以上、「電子裏書」ではなく「電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定」という法律行為が「無条件」であるとするのが相当であると考えられる。なお、従前の内容を変更するものではない。

3 次に、手形法第12条第2項（一部ノ裏書ハ之ヲ無効トス）の規定についても、船荷証券に適用されるものと解されており、同項は、手形金額の一部についての権利のみを譲渡する一部裏書については裏書自体を無効とすることを定める規定であり、手形取引の安全を図る趣旨であると考えられるところ、その趣旨は、電子船荷証券記録にも妥当するものと考えられる。ところで、中間試案においては、電子船荷証券記録及びこれに関する基本的な概念の規律の内容から、電子船荷証券記録を分断してその一部のみを電子裏書することはできないこととなるから、同項に相当する規律を設ける必要はないものと整理されていていたが、前記第1本文の規律を前提としても、運送品の引渡しに係る債権のうちの一部を譲渡する旨の電子裏書をすること自体は不可能ではなく、その場合には残部に関する権利関係が不明確となることから、同項に相当する規律を設ける必要があるものと考えられる。なお、無効とする対象を、一部の電子裏書でなく、「電子船荷証券記録上の権利の一部の譲渡又はこれを目的とする質権の設定」としているのは、前記2と同様の理由によるものである。

第5 電子裏書の特例

電子裏書の特例として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 電子裏書は、電子船荷証券記録に被電子裏書人の氏名又は名称を記録しないこととする方法によってもすることができる。
- 2 1に規定する電子裏書（以下「白地式電子裏書」という。）がされたときは、電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者は、次の各号に掲げる行為をすることができる。
 - 一 当該電子船荷証券記録に被電子裏書人として自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称を記録すること。
 - 二 当該電子船荷証券記録に電子裏書（白地式電子裏書を含む。）をすること。
 - 三 当該電子船荷証券記録に被電子裏書人として自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称を記録せず、かつ、当該電子船荷証券記録に電子裏書をせずに当該電子船荷証券記録の提供をすることにより、当該電子船荷証券記録上の権利を譲渡し、又はこれを目的とする質権を設定すること。
- 3 被電子裏書人の氏名又は名称を記録せずに電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に運送品を引き渡すべき旨が付記された電子裏書は、白地式電子裏書と同一の効力を有する。

(補足説明)

指図証券である船荷証券については、「その指図証券の性質に応じ、手形法中裏書の方式に関する規定を準用する。」とされており（民法第520条の3）、手形法においては、原則的な記名式裏書のみならず、白地式、すなわち、被裏書人の氏名を示さず、又は単に裏書人の署名若しくは記名押印のみを行う形の裏書についても認められ、かつ、白地式裏書が行われた場合についてもいくつかの規定が置かれている（手形法第12条第3項、第13条第2項、第14条第2項）。

そのため、本文において、これらの手形法の規定を電子船荷証券記録に及ぼすための規律を設けることとしている（中間試案では、これらの規律を前記第4の電子船荷証券記録上の権利の譲渡又は質入れに関する規律の中に設けていたものであるが、両者は、その性質を異にするものであることから、前者の規律を「電子裏書の特例」として別途設けることとしている。）。

本文1は、手形法第13条第2項前段に相当する規律であり、白地式電子裏書の方式を定めるものである。手形法第13条第2項前段（「裏書ハ被裏書人ヲ指定セズシテ之ヲ為シ又ハ單ニ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ為スコトヲ得」）は、白地式裏書について、（a）被裏書人を指定しない場合と（b）裏書人の署名のみがある場合を規定している。本文においては、電子裏書の要件として、⑦電子船荷証券記録の提供をする者（電子裏書人）の氏名又は名称の記録、①電子船荷証券記録の提供を受ける者（被電子裏書人）の氏名又は名称の記録、⑨電子裏書人の電子署名を求めるとしているため（前記第1本文5）、（b）に相当する類型としては、電子裏書人の電子署名のみがある場合を考えられるが、電子裏書人の電子署名が電子船荷証券記録上に必ずしも表示されるものとは限らないため、この類型を白地式電子裏書の方式として認めることは適当でない。そこで、白地式電

子裏書の方式については、(a)に相当する類型のみを認めることとし、「電子裏書は、電子船荷証券記録に被電子裏書人の氏名又は名称を記録しないこととする方法によってもすることができる。」とすることとしている。

次に、本文2は、手形法第14条第2項に相当する規律であり、白地式電子裏書により電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者が行うことができる行為の類型を定めるものである。この点、手形法第14条第2項第1号（「自己ノ名称又ハ他人ノ名称ヲ以テ白地ヲ補充スルコトヲ得」）は、①白地式裏書により手形を取得した所持人が、白地式裏書の被裏書人欄に自己の氏名又は名称を補充すること（同号前段）と、②そのような所持人が、白地式裏書の被裏書人欄に他人の氏名又は名称を補充すること（同号後段。その後、当該他人に手形を交付することが想定される。）を規定している。また、手形法第14条第2項第2号（「白地式ニ依リ又ハ他人ヲ表示シテ更ニ手形ヲ裏書スルコトヲ得」）は、③白地式裏書により手形を取得した所持人が、被裏書人欄を補充せずに更に裏書（その裏書における被裏書人を指定しない白地式裏書、その裏書における被裏書人欄に他人を表示する記名式裏書のいずれであってもよい。）をすることにより手形を譲渡する方法を規定している。そして、手形法第14条第2項第3号（「白地ヲ補充セズ且裏書ヲ為サズシテ手形ヲ第三者ニ譲渡スルコトヲ得」）は、④白地式裏書により手形を取得した所持人が、被裏書人欄を補充せずに単なる交付によって手形を譲渡する方法を規定している。このように、手形法第14条第2項は、白地式裏書により手形を取得した所持人が行うことができる行為の類型として、①から④までの類型を規定しており、これらを電子船荷証券記録に及ぼすため、本文2において、白地式電子裏書により電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者が行うことができる行為の類型を規律することとし、その内容については、①及び②に相当する類型として「当該電子船荷証券記録に被電子裏書人として自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称を記録すること」（本文2一）、③に相当する類型として「当該電子船荷証券記録に電子裏書（白地式電子裏書を含む。）をすること」（本文2二）、④に相当する類型として「当該電子船荷証券記録に被電子裏書人として自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称を記録せず、かつ、当該電子船荷証券記録に電子裏書をせずに当該電子船荷証券記録の提供することにより、当該電子船荷証券記録上の権利を譲渡し、又はこれを目的とする質権を設定すること」（本文2三）とすることとしている（なお、本文2二については、簡潔な表現をするという趣旨で中間試案と異なる表現を採用しているが、内容を変更するものではない。）（注）。

本文3は、手形法第12条第3項（「持参人払ノ裏書ハ白地式裏書ト同一ノ効力ヲ有ス」）に相当する規律である。

(注) 次のような電子裏書（第二裏書が白地式電子裏書）がされた電子船荷証券記録の支配に係る権限を有するCが本文2の規律により行うことができる行為は、次のように整理することができる。

第一電子裏書	第二電子裏書	第三電子裏書
電子裏書人 A 被電子裏書人 B	電子裏書人 B 被電子裏書人	電子裏書人 被電子裏書人

- ① Cは、第二電子裏書の被電子裏書人として自己の氏名又は名称を記録することができる（本文2一前段）。

第一電子裏書	第二電子裏書	第三電子裏書
電子裏書人 A 被電子裏書人 B	電子裏書人 B 被電子裏書人	電子裏書人 被電子裏書人

- ② Cは、第二電子裏書の被電子裏書人として他人の氏名又は名称を記録することができる（本文2一後段）。例えば、Cは、第二電子裏書の被電子裏書人欄に「D」と記録した上で、Dに当該電子船荷証券記録の提供をすることができる。

第一電子裏書	第二電子裏書	第三電子裏書
電子裏書人 A 被電子裏書人 B	電子裏書人 B 被電子裏書人	電子裏書人 被電子裏書人

- ③ Cは、更に電子裏書又は白地式電子裏書をすることができる（本文2二）。Cは、第二電子裏書の被電子裏書人欄に自己の氏名又は名称を記録してもよいし（本文2一前段）、しなくてよい。

第一電子裏書	第二電子裏書	第三電子裏書
電子裏書人 A 被電子裏書人 B	電子裏書人 B 被電子裏書人 (C)	電子裏書人 C 被電子裏書人 (D)

- ④ Cは、第二電子裏書の被電子裏書人欄に記録しないで当該電子船荷証券記録の提供することにより、電子船荷証券記録上の権利を譲渡することができる（本文2三）。例えば、Cは、Dに対し、何も記録しないまま電子船荷証券記録の提供することにより、電子船荷証券記録上の権利を譲渡することができる（第二電子裏書の被電子裏書人欄に自己（C）やDとは異なる他人（例えばE）の氏名又は名称を記録した上で、このような行為をすることはできない。）。

第一電子裏書	第二電子裏書	第三電子裏書
電子裏書人 A 被電子裏書人 B	電子裏書人 B 被電子裏書人	電子裏書人 被電子裏書人

第6 運送品の引渡請求

電子船荷証券記録上の権利を有する者は、当該電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができないようする措置と引換えでなければ、運送品の引渡しを請求することができないものとする。

(補足説明)

この規律は、商法第764条に相当するものである。中間試案では「電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ」としていたところ、

「電子船荷証券記録の支配」の定義を「・・・状態にあること」としつつ、「電子船荷証券記録の支配の移転」や「支配の移転をする」と表現することは日本語として適當であるとはいひ難いことに加え、電磁的記録である電子船荷証券記録においては、紙である船荷証券とは異なり、引換えの対象となる行為を「引渡し」に代わる概念に限る必要はないものと考えられることから、端的に「当該電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができないようにする措置と引換えでなければ」としたが、従前の内容を変更するものではない。

なお、本文の規律は、後記第7の電子船荷証券記録に関する規定の整備として規律されることを想定している。

第7 電子船荷証券記録に関する規定の整備

電子船荷証券記録について、商法第3編第3章第3節の規定のうち船荷証券に関するもの（同法第757条、第758条及び第765条から第767条を除く。）及び民法第3編第1章第7節の規定（同法第520条の2、第520条の3、第520条の8（第520条の18及び第520条の20において準用する場合を含む。）、第520条の11（第520条の18及び第520条の20において準用する場合を含む。）、第520条の12（第520条の18及び第520条の20において準用する場合を含む。）、第520条の13及び第520条の19を除く。）を準用する又はこれらの規定と同様の規律を設ける等の所要の整備をするものとする。

（補足説明）

1 電子船荷証券記録は有価証券である船荷証券そのものではないという整理を前提としていることから、船荷証券に適用される商法及び民法の規定は、当然には電子船荷証券記録に適用されないこととなる。そこで、電子船荷証券記録に船荷証券と同様の法律上の効力を認め、機能的同等性を担保するため、船荷証券に適用される商法の規定及び民法の有価証券に関する規定を準用するか、これらの規定と同様の規律を設ける等の所要の整備をすることとしている。

もっとも、商法第757条、第758条、民法第520条の2、第520条の3、第520条の13及び第520条の19第1項の規定については、前記第2から第5までの規律があるため、対象から除いている。また、後記3、5及び7の規定についても、電子船荷証券記録に同様の規律は設けないこととし、対象から除いている。

2 なお、中間試案においては、機能的同等性を担保すべく「電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する。」旨の規律を設けることが提案され、これについて特段の異論は見られなかったところであるが、前記1のような所要の整備をすることにより、機能的同等性が明らかになるものと考えられる上に、このような規律を必要とする実質的な理由を説明することも困難であると思われることから、このような規律をあえて明文で設ける必要性は乏しいものと考えられる。

3 商法第765条から第767条まで

商法第765条から第767条までの規定は、船荷証券が複数通発行された場合のものである。中間試案においては、電子船荷証券記録については複数通発行する必要性に乏しく、また、複数通発行を認めると法律関係が複雑になり、取引の安全が害される危険性が生じるとの理由から、電子船荷証券記録の複数通発行を認めないとの提案がされ、これについて特段の異論は見られなかった。そこで、これらの規定に相当する規律は設けないこととしている。

4 民法第520条の7及び第520条の17

民法第520条の7及び第520条の17の規定は、有価証券を目的とする質権の設定についてのものである。電子船荷証券記録上の権利を目的とする質権の設定については、手形法第19条に相当する規律を設ける必要はないものと考えられる。

えられるが、電子船荷証券記録上の権利の譲渡と一緒に規律するか、民法第520条の7及び第520条の17のような規律を設けるかは、専ら法制上の問題であるものと考えられる（部会資料14の第2の4参照）。

5 民法第520条の8

民法第520条の8の規定は、指図証券の弁済の場所についてのものであるところ、紙の船荷証券については適用がないと考えられるため、電子船荷証券記録についても、これに相当する規律は設けないこととしている。

6 民法第520条の9

電子船荷証券記録について商法第764条に相当する規律を設けるのであれば、別途民法第520条の9に相当する規律を設ける必要はないのではないかとの意見も見られたが、民法第520条の9の規定は、履行遅滞の責任を負わせるには証券の提示が必要であるというものであり、いわゆる受戻証券性を定める商法第764条の規定とは異なる趣旨であることからすると、電子船荷証券記録についても、民法第520条の9に相当する規律を設けることが相当であると考えられる。

7 民法第520条の11及び第520条の12

民法第520条の11及び第520条の12の規定は、有価証券を喪失した場合に関するものであるところ、中間試案においては、電子船荷証券記録を紛失するという状況は通常では想定されず、何らかの理由によって電子船荷証券記録にアクセスすることができなくなったような場合には、特定情報処理システムを提供する者を含む関係当事者間で解決が図られることが想定されることから、電子船荷証券記録については喪失した場合に関する規律を設けないものとすることが提案された。その後の議論においてもこの点につき特段の異論は見られなかつたことから、これらの民法上の規定に相当する規律は設けないこととしている。

第8 電子船荷証券記録と船荷証券の転換

1 船荷証券から電子船荷証券記録への転換

船荷証券から電子船荷証券記録への転換について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 船荷証券が交付された場合には、当該船荷証券を交付した運送人又は船長は、当該船荷証券の所持人（当該船荷証券が、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができるものである場合にあっては、裏書の連続によりその権利を証明した者（裏書がされる前であるときは、荷送人又は荷受人）に限る。以下同じ。）の承諾を得て、当該船荷証券を電子船荷証券記録に転換することができる。この場合において、当該船荷証券を交付した運送人又は船長は、当該船荷証券（数通の船荷証券が交付された場合にあっては、その全部）と引換えに、電子船荷証券記録に当該船荷証券の記載と同一の内容となる事項（注1）を記録し、当該船荷証券の所持人に当該電子船荷証券記録の提供をしなければならない。
- (2) (1)の規定による転換として電子船荷証券記録の提供がされた場合 ((1)の船荷証券に裏書がされる前であるときを除く。) には、(1)の規定により当該電子船荷証券記録の提供を受けた者までの電子裏書の連続があるものとみなす。
- (3) (1)の規定による転換として提供された電子船荷証券記録に(1)の規定により当該電子船荷証券記録の提供を受けた者としてその氏名又は名称が記録された者は、(1)の規定により当該電子船荷証券記録の提供を受けた者と推定する（注2）。

（注1）同一の内容となる事項の具体的な内容は法務省令で定めるものとする。

（注2）(1)の規定により当該電子船荷証券記録の提供を受けた者としての氏名又は名称は、任意的記録事項であり、(1)の「当該船荷証券の記載と同一の内容となる事項」には含めないものとする。

2 電子船荷証券記録から船荷証券への転換

電子船荷証券記録から船荷証券への転換について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 電子船荷証券記録の提供がされた場合には、当該電子船荷証券記録の提供をした運送人又は船長は、当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者（当該電子船荷証券記録上の権利が、電子裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とできることができるものである場合にあっては、電子裏書の連続によりその権利を証明した者（電子裏書がされる前であるときは、荷送人又は荷受人）に限る。以下同じ。）の承諾を得て、当該電子船荷証券記録を船荷証券に転換することができる。この場合において、当該電子船荷証券記録の提供をした運送人又は船長は、当該電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができないようにする措置と引換えに、船荷証券の一通又は数通に当該電子船荷証券記録の記録と同一の内容となる事項（注1）を記載し、当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に当該船荷証券（数通の船荷証券がある場合にあっては、その全部）を

交付しなければならない。

- (2) (1)の規定による転換として船荷証券の交付がされた場合 ((1)の電子船荷証券記録に電子裏書がされる前であるときを除く。) には、(1)の規定により当該船荷証券の交付を受けた者までの裏書の連続があるものとみなす。
- (3) (1)の規定による転換として交付された船荷証券に(1)の規定により当該船荷証券の交付を受けた者としてその氏名又は名称が記載された者は、(1)の規定により当該船荷証券の交付を受けた者と推定する（注2）。
- （注1）同一の内容となる事項の具体的な内容は法務省令で定めるものとする。
- （注2）(1)の規定により当該船荷証券の交付を受けた者としての氏名又は名称は、任意的記載事項であり、(1)の「当該電子船荷証券記録の記録と同一の内容となる事項」には含めないものとする。

（補足説明）

- 1 これまでの調査審議を踏まえて、電子船荷証券記録と船荷証券との間の転換に関する規律を設けることとしている。

運送人又は船長に電子船荷証券記録の提供をする義務は負わせないものとしていること（前記第2）との平仄や、電子船荷証券記録の提供を行った後に紙の船荷証券を再度交付することに伴う運送人側の負担等に鑑みて、船荷証券から電子船荷証券記録への転換（本文1）、電子船荷証券記録から船荷証券への転換（本文2）のいずれにおいても、運送人又は船長に媒体の転換を行う義務までは負わせないこととし、運送人又は船長が船荷証券の所持人又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者の承諾を得て転換を行うこととしている。

また、同一の運送品について、船荷証券と電子船荷証券記録の双方が流通することとなると、取引の安全を害するおそれがあるため、①船荷証券から電子船荷証券記録への転換（本文1）については、転換前の船荷証券（数通の船荷証券が交付された場合にあっては、その全部）と引換えにすることを、②電子船荷証券記録から船荷証券への転換（本文2）については、転換前の電子船荷証券記録を利用することのできないようにする措置と引換えにすること（引換えの対象を「当該電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができないようにする措置」としている点については、前記第6参照）を、転換の要件とすることとしている。

- 2 転換を受ける主体について、部会資料11の第3では、「船荷証券の所持人又は電子船荷証券記録を支配する者（転換前の船荷証券が指図証券である場合又は転換前の電子船荷証券記録が指図式である場合には、裏書又は電子裏書の連続によってその権利を証明した者」としていたが、記名式であって「（電子）裏書を禁止する旨」も「当該船荷証券を所持する者（当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者）に運送品を引き渡す旨」のいずれの記載又は記録もされていない船荷証券又は電子船荷証券記録が、商法第762条又はそれに相当する電子船荷証券記録に関する規律によって「指図証券」又は「指図式の電子船荷証券記録」に該当することとなるともいい切れないものと考えられるため、ここでは、

「当該船荷証券の所持人（当該船荷証券が、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができまするものである場合にあっては、裏書の連続によりその権利を証明した者」（本文1(1)）、「当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者（当該電子船荷証券記録上の権利が、電子裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができまするものである場合にあっては、電子裏書の連続によりその権利を証明した者」（本文2(1)）としている。

また、部会資料11の第3では、その直後に「（ただし、裏書又は電子裏書がされる前であるときは、荷送人）に限る。）」としていたが、当初から荷受人の記名がされ、荷送人から荷受人に対する（電子）裏書がされることなく、荷受人に船荷証券の占有又は電子船荷証券記録の支配が移り、そのような荷受人が（電子）裏書をする前に転換を受けることも理論的にはあり得るものと考えられ、そのような場合に転換を否定する必要性もないと考えられるため、「（裏書がされる前であるときは、荷送人又は荷受人）」（本文1(1)）、「（電子裏書がされる前であるときは、荷送人又は荷受人）」（本文2(1)）としている。

3 転換後の媒体への記載又は記録事項については、電子化された船荷証券が国際的に十分に普及していない現時点において、国際貿易実務の中でどういった事項の記載又は記録が転換後の媒体に求められるか（どういった事項の記載又は記録が取引の安全に資するか、また、電子船荷証券記録の利用に係る情報処理システムの中に導入されるかなど）を過不足なく列挙するのは困難であるため、転換後の媒体への具体的な記録又は記載事項については、法務省令に委任することを想定している。これまでの調査審議を踏まえ、法務省令で定める事項としては、①商法第758条第1項各号に掲げる事項（同項第11号に掲げる事項を除く。）について転換前の媒体と同一の内容、②転換前の船荷証券又は電子船荷証券記録が（電子）裏書禁止型である場合には（電子）裏書を禁止すること、③転換の事実とすることを想定している（詳細は、部会資料11の第3参照）。

4 また、これまでの調査審議を踏まえて、船荷証券又は電子船荷証券記録上の権利が裏書又は電子裏書によって譲渡等することができる場合には、転換後においても、（電子）裏書の連続が認められ、かつ、そのことが電子船荷証券記録又は船荷証券の記録又は記載から形式的に判断することができるよう、船荷証券から電子船荷証券記録への転換、電子船荷証券記録から船荷証券への転換のいずれについても、本文1(2)及び(3)並びに2(2)及び(3)の規律を設けることとしている（詳細については、部会資料13の第3参照）。なお、本文1(2)及び2(2)は、転換として船荷証券又は電子船荷証券記録の交付又は提供を受けた者までの（電子）裏書の連続があるものとみなす旨の規律であるところ、例えば、船荷証券又は電子船荷証券記録の交付又は提供を受けた荷送人が転換を受けた場合のように、転換前の船荷証券又は電子船荷証券記録に（電子）裏書が行われることなく転換が行われた場合に転換として船荷証券又は電子船荷証券記録の交付又は提供を受けた者までの（電子）裏書の連続があるものとみなされることとなることを防ぐため、本文1(2)及び2(2)に「（1）の船荷証券に裏書がされる前であるときを除く。」及び「（1）の電子船荷証券記録に電子裏書がされる前であるときを除く。」との括

弧書きを設け、その適用範囲を限定することとしている。

また、本文1及び2の（注2）のとおり、転換を受けた者の氏名又は名称は、転換後の媒体に記載又は記録することを義務付けていないため、常に本文1(3)又は2(3)の推定が及ぶとは限らないが、転換を受けた者の氏名又は名称が転換後の媒体に記載又は記録された場合には、本文1(3)又は2(3)の規律によってその者が転換を受けた者であることが推定され、かつ、本文1(2)又は2(2)の規律によってその者までの（電子）裏書の連続があるものとみなされることとなるため、転換後に船荷証券又は電子船荷証券記録上の権利を譲り受けようとする者などの利害関係者は、転換を受けた者として記載又は記録された者以降の（電子）裏書の連続を確認することで、民法第520条の4又はそれに相当する電子船荷証券記録に関する規律に基づく権利推定の有無を把握することができる事となる。

第9 電子船荷証券記録の提供請求権

船荷証券の返還請求権に相当する電子船荷証券記録の提供請求権及び運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合における電子船荷証券記録の提供請求権について、次のような規律を設けるものとする。

- 1 電子船荷証券記録上の権利を有する者は、当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に対し、当該電子船荷証券記録の提供を請求することができる。
- 2 電子船荷証券記録上の権利に対する強制執行がされた場合における債権者も同様とする。

(補足説明)

これまでの調査審議を踏まえて、電子船荷証券記録について、①紙の船荷証券に関する所有権に基づく物権的請求権（返還請求権）、占有訴権（民法第200条）又は不当利得返還請求権（同法第703条、第704条）等に基づき成立し得る返還請求権に相当する提供請求権を規律するとともに、②電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に対する強制執行がされた場合の規律に関する中間試案第7の丙案の考え方を採用することを前提に、電子船荷証券記録上の権利に対する強制執行がされた場合における債権者に電子船荷証券記録の提供請求権を認めることとしている（強制執行がされた場合における電子船荷証券記録の提供請求権に関しての詳細については、部会資料12参照）。

第2部 その他の規定の見直し

第1 複合運送証券

複合運送証券について、次のような規律を設ける等の所要の整備をするものとする。

運送人又は船長は、船積みがあった旨を記載した複合運送証券又は受取があつた旨を記載した複合運送証券の交付に代えて、荷送人の承諾を得て、船積みがあつた旨を記録した電子複合運送証券記録又は受取があつた旨を記録した電子複合運送証券記録を荷送人に提供することができる。

第2 倉荷証券

- 1 倉荷証券について、船荷証券に関する規定の見直し（第1部）と同様に、電子倉荷証券記録及びこれに関する基本的な概念、倉荷証券の交付に代わる電子倉荷証券記録の提供、電子倉荷証券記録の記録事項等、電子倉荷証券記録上の権利の譲渡又は質入れ、電子裏書の特例、寄託物の返還請求、電子倉荷証券記録と倉荷証券の転換並びに電子倉荷証券記録の提供請求権に関する規律を設ける等の所要の整備をするものとする。
- 2 電子倉荷証券記録について、商法第2編第9章第2節の規定のうち倉荷証券に関するもの（同法第600条、第601条及び第608条を除く。）及び民法第3編第1章第7節の規定（同法第520条の2、第520条の3、第520条の8（第520条の18及び第520条の20において準用する場合を含む。）、第520条の11（第520条の18及び第520条の20において準用する場合を含む。）、第520条の12（第520条の18及び第520条の20において準用する場合を含む。）第520条の13及び第520条の19を除く。）を準用する又はこれらの規定と同様の規律を設ける等の所要の整備をするものとする。

（注）商法第603条（寄託物の分割請求）に相当する規律については、電子倉荷証券記録が既に発行されている場合においては、寄託物の分割請求をするときに、その各部分に対応する電子倉荷証券記録の発行を請求する権利を認める一方で、その各部分に対応する紙の倉荷証券の交付を請求する権利は認めないものとする。また、商法第608条（倉荷証券の再交付）に相当する規律については、これを設けないものとすることも考えられる。

（補足説明）

- 1 倉荷証券については、船荷証券に関する規定の見直し（第1部）と同様の見直しをするものとする。電子倉荷証券記録及びこれに関する基本的な概念に関する規律（第1部第1参照）、倉荷証券の交付に代わる電子倉荷証券記録の提供に関する規律（第1部第2参照）、電子倉荷証券記録の記録事項等に関する規律（第1部第3参照）、電子倉荷証券記録上の権利の譲渡又は質入れに関する規律（第1部第4参照）、電子裏書の特例に関する規律（第1部第5参照）、寄託物の返還請求に関する規律（第1部第6参照）、電子倉荷証券記録と倉荷証券の転換に関する規律（第1部第8参照）並びに電子倉荷証券記録の提供請求権に関する規律（第1部第9参照）については、電子船荷証券記録と同様である。
- 2 電子倉荷証券記録に関する規定の整備についても、電子船荷証券記録に関する規定の整備（第1部第7）と基本的には同様である。

なお、電子倉荷証券記録に係る分割請求等（商法第603条）の場面の規律については、部会資料9の第2部第6の2(2)の乙案を採用し、電子倉荷証券記録が既に発行されている場合においては、寄託物の分割請求をするときに、その各部分に対応する電子倉荷証券記録の発行を請求する権利を認める一方で、その各部分に対応する紙の倉荷証券の交付を請求する権利は認めないこととしている。

また、商法第608条（倉荷証券の再交付）に相当する規律については、こ

れを設けないものとすることが考えられるが、これまでの議論によれば、いずれであっても特に問題はないものと考えられることから、国際動向等にも注視しつつ、引き続き検討していく。

さらに、商法第2編第9章第2節の規定には帳簿の記載に関するものがあるところ、電磁的記録によって帳簿を作成することができることを明らかにする趣旨で、「記載」と併記する形で「記録」を追加することも想定している（商法第602条、第608条、第614条）。

第3 所要の整備

その他所要の規定を整備するものとする。

(補足説明)

1 海上運送状等の電磁的方法での発行に係る相手方の承諾

現行法上、海上運送状の交付に代えて海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、法務省令で定めるところにより、荷送人又は傭船者の承諾を得るものとされており（商法第770条第3項）、その委任を受けた商法施行規則第12条第1項は、「あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。」としている。もっとも、前記第1部第2のとおり、運送人又は船長が船荷証券の交付に代えて電子船荷証券記録の提供をするに際しての荷送人又は傭船者の承諾については、特定の方式を要求することとはしていない。これは、主として、MLETR 第7条第3項の規定や国際的な調和等を踏まえたものであるが、海上運送状の場合においても、相手方（荷送人又は傭船者）の承諾について特定の方式を要求する必要性は必ずしも高いものではなく、また、海上運送状が電子船荷証券記録と同様に国際海上物品運送の実務で異なる国の当事者間で用いられることが多いものであり、今後も船荷証券や電子船荷証券記録と選択的に用いられることが想定されることに鑑みると、電子船荷証券記録の提供時の承諾と殊更異なる方式を求めるることはかえって規律全体を複雑化し、相当ではないと考えられる。そのため、商法第770条第3項本文について、「第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。」とあるのを「第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。」と改めることを想定している。

また、この機会に、物品運送に係る商法内の各規定の平仄を揃える観点から、海上運送状と同様に、電磁的方法での発行に係る相手方の承諾について特定の方式を要求することとしている商法第571条第2項（送り状の交付義務等）の規定についても同様の見直しを行うことを想定している。

2 国際海上物品運送法第7条

国際海上物品運送法第7条第1項は、「荷受人又は船荷証券所持人は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に對しその滅失又は損傷の概況につき書面による通知を發しなければならない。（略）」と規定し、その文言上、荷受人又は船荷証券所持人は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に對しその滅失又は損傷の概況につき「書面による通知」を發しなければならないとされている。しかしながら、この通知を書面に限る合理的な理由は乏しいように考えられ、また、実務では既に電子メール等の電磁的な方法が用いられているとの指摘もある。そのため、国際海上物品運送法第7条第1項の「書面による通知」を「書面又は電磁的方法による通知」と改めることを想定

している。

3 その他

以上に検討したもののはかに、船荷証券を明示的に規定する商法や国際海上物品運送法等の規定について、①「船荷証券」と並記する形で「電子船荷証券記録」を追加する、②「船荷証券所持人」と並記する形で「電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者」を追加する、③それらに伴い、船荷証券に係る「記載」、

「交付」といった用語に、電子船荷証券記録においてそれらに相当する「記録」、「提供」といった用語を追加するといった整備を行うほか、その他所要の整備を行うものとする。

以上